

関市特定・教育保育施設等給食費無償化事業

関市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育園や幼稚園などに通う園児の給食費について、助成金を支給することを決定しました。

この事業は、関市独自の支援事業で、令和7年10月から次のとおり実施します。

【予算額】4,674万円

給食費無償化の対象となる児童

保育園、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等に通う関市在住の3歳以上の児童。ただし、施設の利用に際し、関市が給付認定した児童に限ります。

関市外の施設に通う児童も対象となります。

助成金の支給額

月額5,700円を上限に、保護者から施設に支払われる給食費を助成します。ただし、上限を超える場合は、給食費の一部は保護者の負担となります。

アレルギー等の理由により、給食の提供を受けていない児童についても、給食費相当額を助成します。

助成金の申請手続き

関市内の施設に通う児童については、原則、施設が申請手続きを行います。

関市外の施設に通う児童については、保護者の申請手続きが必要です。

令和7年10月から実施!

幼稚園・保育園等の

給食費無償化

関市在住の方対象

関市独自

令和7年10月から関市在住の3歳児クラス以上
(1号認定の満3歳以上児を含む)の

すべての児童について、月額5,700円を上限として給食費を無償化します。

対象児童

保育園、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等に通う関市在住の3歳以上の児童。関市外の施設に通う児童も対象となります。

変更前

3歳以上の児童

給食費

全額保護者負担

副食費減免対象者
保護者の所得金額による

主食費

保護者負担

副食費

関市が負担

変更後

令和7年
10月から

3歳以上の児童全員

給食費

全額関市が負担

※月額5,700円が上限となります。
給食費が上限を超える場合は、給食費の一部は保護者の負担となります。
納入方法については、各施設にお問い合わせください。

関市内の施設に通う児童

原則、施設が申請手続きを行います。

関市外の施設に通う児童

保護者の方の申請手続きが必要です。

詳細はホームページにてご確認ください。

